

学校生活における心得

生徒指導部

1 頭髪・服装・装飾品等について

(1) 頭髪について

次のような髪型は禁止する。

- ①染色、脱色、パーマ、エクステンション等による不自然な髪型
- ②アイロン、コテ等の使用による変色
- ③顔が隠れるとともに、両耳や両目が隠れるような男子の極端な長髪
- ④極端なそり込み、襟足が制服のカラーにかかるほどに伸ばす長髪などの不自然な髪型
- ⑤モヒカン、アシンメトリー等の奇抜な形態などの威圧的な髪型。
- ⑥整髪料は使いすぎず、頭髪の変色防止につとめるとともに、眉毛を剃る事は禁止、ひげを伸ばすことは認めない。

(2) 頭髪の具体的指導について

- ①明らかな(1)の①～⑥にあたる状況は、保護者に連絡の上、改善指導を行う。
- ②改善されない場合、学級担任→学年主任→生徒指導部長と、段階を踏み指導を行う。

(3) 服装について

①男子

- ・本校指定のポロシャツの上に、詰め襟の上下を着用する。指定ポロシャツ以外の着用は認められない。着用時は異装とする。
- ・上衣のボタンを閉める。
- ・ズボンもしっかりベルトを閉め、裾が床を引きずらないようにする。(腰パン、変形、裾割れは認めない)

②女子

- ・本校指定ブラウスにリボンを装着し、制服の上下を着用する。上着なし、違反ブラウス、リボンなし等は異装とする。
- ・リボンについては、ブラウスのボタンはすべてとめて、第一ボタンが見えないように着用する。
- ・スカート下のジャージ着用は認めない。
- ・女子のスカートについては、ウエスト部分できちんとはくとともに、折り曲げる、巻き込んで着用してはならない。スカートベルトの着用は認められない。
- ・ソックスについては紺のハイソックス(ワンポイント可)とする。ルーズソックス、ニーハイソックス、短ソックス、レギンスは認められない。
- ・ストッキングおよびタイツは、肌色、黒、濃紺の無地とする。
- ・スカート丈を切断するなど、制服の一切の改造を施してはならない。なお、その場合は改めて制服を購入するものとする。

③夏季略装について(6月頃～9月末頃)

- ・男女ともに上着を着用しなくてもよい。
- ・女子はリボン・ネクタイを着用しなくてもよい。
- ・夏服用のポロシャツを着用できる。
- ・女子のブラウスは、第一ボタン以外のボタンは留める。
- ・男子の指定ポロシャツは、ズボンの外に出して着用する。
- ・女子のブラウスは、スカートからシャツを出して着用しても良い。
- ・男女指定カーディガンはポロシャツ、ブラウスの上に着用することができる。
- ・女子はブラウスの上にニットベストを着用することができる。

- ・略装期間であっても、正装の必要性がある場合がある。(進路活動など)

④男女共通

- ・防寒対策として制服の中に着用できるのは本校指定のカーディガンのみとする。
- ・正装期間であっても校内では、本校指定のポロシャツ、ブラウス、ニットベスト 及びカーディガンを着用している場合は、上着は脱いでいても可とする。
- ・正装期間は、職員室などへの入室時に上着は着用する。
- ・本校指定制服以外の物を着用してきた者は異装とする。又、体育、行事以外でのジャージの着用は原則禁止とする。
- ・裸足は禁止。(必ず靴下を履くこと) 又、サンダルでの登校は禁止とする。
- ・身体のサイズに合わない制服の着用は認めない。
- ・カバンを持たずに登校してはならない。
- ・制服の改造は一切認めない。改めて制服を購入するものとする。
- ・靴のかかとは踏まない。

(4) 装飾品等について

- ①イヤリング、ピアス、ネックレス、指輪、ブレスレット、カラコン等の装飾品の装着は禁止する。装着している場合は、その場で外す。
- ②化粧・マニキュア等は、その場で落とす。
- ③入れ墨は禁止。入れた場合改善する。

2 その他の指導について

(1) 入退室マナーについて (各階職員室等)

ノック (ノックなしはやり直しを命じる)



「失礼します」(入室)

入室前にボタン、リボン、スカート、踵ふみなどを確認すること。



学年、クラス、氏名、用件をその場で伝える。



「失礼しました」(退室) その場で振り返り退室する。

(2) 自転車通学について

- ①自転車通学届を提出すること。
- ②交通ルールを遵守すること。危険運転は指導対象となる。

(3) スマートフォン等の預かり指導について

- ①朝のSHRで預け、帰りのSHRで返却。
- ②所持や使用が確認された場合は、放課後まで携帯電話を担任に預け、指導後返却する。

(4) 不要物の持ち込み禁止

- ①学校生活に必要なない物 (化粧道具、雑誌、マンガ、ゲーム機、アイロン、ミュージックプレイヤー等)、不必要な金銭や貴重品は、持参しないこと。
- ②不要物を持ち込んでいる場合は、その場で預かることがある。
- ③指導後に担任から返却される。

3 授業規律等について

(1) 授業妨害・指導拒否について

学校生活全般や授業中の「指導拒否」や「暴言」等は認めない。特別指導の対象となる。

(2) 教材の持ち帰り

教科書類は学校に残置しないこと（許可されているものを除く）。確認されたら担任等から指導を受ける。

4 校外生活について

(1) 運転免許取得について

在学中の運転免許取得は、原則として禁止する。ただし、3年生については進路決定状況により自動車学校通学を認めるが、「運転免許取得願」を提出し許可を得ること。無届けで通学している場合は、特別指導の対象となる場合がある。

(2) 夜間外出・外泊について

夜間外出はできるだけ避け、午後10時までに帰宅していること。外泊は原則禁止である。やむを得ないときは、両方の保護者の承諾を受けること。

(3) アルバイトについて

①アルバイトは原則として行わないことが望ましいが、家庭の事情などによりやむを得ない時は、「アルバイト許可願」を生徒指導部に提出すること。勤務先が変わる場合は新たに提出する。

②アルバイト先は、次の条件を満たすものであること。

(ア) 考査一週間前から終了までは禁止（シフト決定時期に周知させる）

(イ) 危険でないこと

(ウ) 学業に支障のないこと

(エ) 風俗営業の店でないこと

(オ) 就業時間が8時間を越えないこと

(カ) 21時までとする

(キ) 住み込みでないこと

(ク) 風紀上問題のないこと

(居酒屋やビアガーデンなど、酒類を主として提供する場合は禁止とする)